

島原城築城 400 年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、島原城築城 400 年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、島原城が築城 400 年の節目を迎えるに当たり、島原城や城下町の歴史・伝統・文化の再認識と発信を行うとともに、築城 400 年を契機とした現存する島原城及び周辺施設等の景観整備に対する提言並びに新しい歴史・文化を創造し、未来へ伝承することによる島原市の発展を図るために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 島原城築城 400 年記念事業（以下「記念事業」という。）の基本方針及び事業計画の策定に関すること。
- (2) 上記計画に基づく事業の実施に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は島原市長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係機関及び関係団体の代表者又は役職者。
 - (2) その他会長が特に必要と認める者。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2名
- 2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査し、実行委員会の会議（以下「会議」という。）に報告する。

(任期)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会の設立の日から、解散の日までとする。ただし、委員等が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、やむを得ない事情により、委員等から辞任の申出があったときは、委嘱を解くことができる。

(報酬等)

第8条 委員等の報酬は無報酬とする。ただし、必要に応じ旅費等を支払うことができる。

(会議)

第9条 会議は、委員等をもって構成する。

- 2 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 実行委員会規約の制定、改廃に関すること。
 - (2) 記念事業の基本方針に関すること。
 - (3) 事業計画及び予算に関すること。
 - (4) 事業報告及び決算に関すること。
 - (5) 幹事会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他会長が必要と認めた事項に関すること。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、欠席する委員からあらかじめその権限を議長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 6 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決す

るところによる。

(幹事会)

第10条 専門部会間の連絡調整等を行い、会議に提案事項等の立案及び報告を行うため、幹事会を置く。

2 幹事は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第12条に規定する専門部会の部会長と副部会長

(2) 島原市職員

3 幹事会に幹事長及び副幹事長若干名を置く。

4 幹事長は、幹事の中から互選により選出する。

5 副幹事長は、幹事長が指名する。

6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名した副幹事長がその職務を代理する。

8 幹事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会議から委任を受けた事項に関すること。

(2) 会議への提案事項等の立案、及び報告に関すること。

(3) 会議を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) 専門部会間の連絡調整等に関すること。

(5) その他会長が必要と認める事項に関すること。

9 幹事会は、前項に掲げる事項を審議し、決定したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

10 前条第4項から第6項までの規定は、幹事会の会議にこれを準用する。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、会議を招集するいとまがないと認められるときは、会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告し承認を得なければならない。

(専門部会)

第12条 実行委員会の事業を円滑に進めるため、必要に応じ実行委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を島原市産業部しまばら観光おもてなし課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(決算)

第16条 実行委員会の決算は、会計年度終了または事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたときは会議の議決により解散する。

2 実行委員会が解散する際に残余財産がある場合には、その残余財産は島原市に帰属するものとする。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成30年7月25日から施行する。

2 第15条の規定に関わらず、実行委員会設立年度に係る会計年度については、設立の日から平成31年3月31日までとする。